

座間市技能労務職員の

給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同一又は類似民間事業従事者の水準に比べて高いのではないかと厳しい指摘や批判がなされている現状があります。

また、市の人事行政の運営等の状況〔職員の給与等の公表〕においても、類似民間事業従事者との比較などを用いて、内容を住民に対して分かりやすく周知することとされておりますが、同一又は類似民間事業従事者や国の技能労務職員との比較においても給与水準が高いことから、これらとの均衡に十分配慮しながら、適正な給与制度の確立と運用が緊急の課題であります。

本市の技能労務職員の給料表は、行政職給料表（7級制）の1級から4級を適用している関係上、国の技能労務職員の給与水準を100とした場合のラスパイレズ指数は、平成19年度において112.5となっており、給与の水準が高いものとなっております。

2 基本的な考え方

現下の地方公共団体の状況は、依然として景気回復が見られない厳しい行財政環境の中で、市民ニーズの高度化と多様化など社会情勢の変化に的確かつ迅速に対応する取り組みが求められており、地方自治の基本原則に基づき、財政運営の健全性に努めるとともに、組織や事務事業の見直しを図りつつ、今まで以上に、住民の理解と納得が得られるよう職員の適正管理、配置に努めていかなければなりません。

こうした状況の中、本市においては従来から自動車運転手、電話交換手、道路・公園作業員、学校用務員等の退職に際しては、再任用職員、臨時・非常勤職員の採用や民間への業務委託により対応してきたところで、今後においても新規採用を控えるなど職員不補充を基本原則にしていきます。

また、技能労務職員の給与については、住民の理解と納得を得るために、給料表等の現状分析と課題の抽出を行い、職務の性格や内容を踏まえ、給与の適正化への取組みを推進していく必要があります。

3 具体的な取組み内容

技能労務職員の特殊勤務手当については、見直しを行い5手当10項目のうち3手当8項目を廃止し、平成18年10月から2手当2項目（有害毒薬物取扱手当、防災活動手当）について業務に従事した場合のみ支給することに改めたところでありますが、今後は、次のような内容に取り組んでいきます。

給料表については、職務の性格や内容を踏まえ、国家公務員の行政職給料表（二）並びに類似民間事業従事者、近隣自治体の動向を注視し、給与制度の適正化への取組みを推進していきます。

また、昇給等については、個々の能力や業績に応じた適切な運用に努めていきます。

4 その他の事項について

技能労務職員職場については、今後も再任用職員や臨時・非常勤職員の活用を図り、退職者不補充を基本原則に対応していきます。

また、平成18年12月に策定した「民間活力有効利用指針」に基づき、行政の責任及び民間と行政の役割分担を明確にした上で、職場ごとに精査を行うとともに、年度ごとの退職者数を踏まえて、市民サービスの質を低下させることなくできるところから民間への業務委託などの導入判断をまいります。

▶ 資料

(1) 各職種の人数・平均年齢・平均給与及び民間類似業種のデータ

区 分	座間市技能労務職職員			民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給与月額 (A)	民間の類似業種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	116	41.8	393,567	—————	—————	—————	———
自動車運転手兼 清掃作業員	51	38.6	409,200	廃棄物処理業 従事者	43.3	299,800	1.36
学校給食調理員	41	41.8	296,200	調理士	38.9	278,500	1.06
保育所の給食調 理員	15	47.3	346,242	調理士	38.9	278,500	1.24

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 職員数は、平成19年4月1日現在の人数です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額に毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものです。

※ 技能労務職員データは、平成16年、17年、18年の各4月分として支給された額の3ヵ年平均の数値を使用しています。また、民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている平成16年、17年、18年の各6月分として支給された額の3ヵ年平均の数値を使用しています。

(2) 技能労務職員の年齢別人数

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
全 体 職 員 数			2	5	12	23
自動車運転手兼清掃 作業員			1	4	8	10
学校給食調理員				1	4	8
保育所の給食調理員						2
その他の技能労務職員			1			3

区 分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
全 体 職 員 数	28	19	10	7	10	
自動車運転手兼清掃 作業員	14	7	2	4	1	
学校の給食調理員	11	7	5	1	4	
保育所の給食調理員	2	4	2	2	3	
その他の技能労務職員	1	1	1		2	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表—行政職給料表（7級制）の1級から4級を適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

18年度に見直しを行い、3手当8項目を廃止し、次の2手当2項目について、平成18年10月から適用しています。

手当の名称	具体的な内容	支給単位・金額
有害毒薬物取扱手当	人体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険性を有する薬品を取扱う業務に従事した職員	日額 300円
防災活動手当	現に災害が発生し、又は発生が予想される場合に行う防災活動に従事した消防職員以外の職員	日額 300円

ウ 昇格の基準

毎年1月1日の前1年間の勤務成績、勤務評価等に応じ、4号給を標準に昇給を実施しております。